

北島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 23,000	千円 6,951,764	千円 504,605	千円 953,223	% 13.7	% 13.8

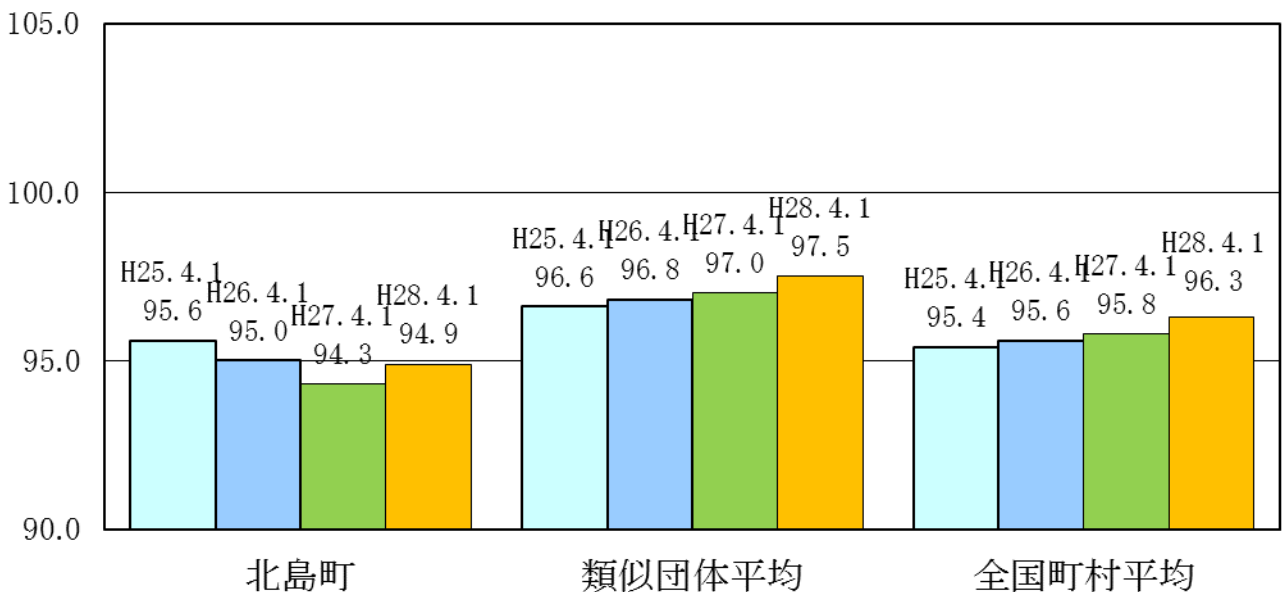
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	人 115	千円 408,197	千円 46,067	千円 150,172	千円 604,436

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,256	千円 5,762

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したものである。
- 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
28年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
28年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 技能労務職の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえ同様の見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

支給なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）
--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北島町	40.5歳	298,300円	340,373円	317,990円
徳島県	44.7歳	342,832円	444,335円	376,024円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.7歳	309,814円	374,408円	343,774円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
北島町	48.0歳	19人	345,700円	385,768円	365,105円	—	—	—	—
うち清掃職員	49.5歳	11人	353,200円	405,255円	372,000円	廃棄物処理業	45.3歳	290,300円	1.40
うち給食調理員	45.8歳	7人	333,600円	357,529円	355,814円	調理士	47.8歳	233,300円	1.53
徳島県	55.1歳	61人	364,875円	400,862円	382,588円	—	—	—	—
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円	—	—	—	—
類似団体	50.5歳	10人	298,826円	329,060円	318,116円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
北島町	—	—	—
うち清掃職員	6,441,232円	3,968,100円	1.62
うち給食調理員	5,849,673円	3,297,100円	1.77

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成25～27年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
北島町	32.7歳	238,700円	257,580円
徳島県	45.8歳	379,856円	419,942円
類似団体	40.2歳	293,021円	324,614円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		北 島 町	徳 島 県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	183,300円	176,700円
	高校卒	144,600円	149,000円	144,600円
技能労務職	高校卒	144,600円	146,700円	—
	中学卒	—	137,900円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

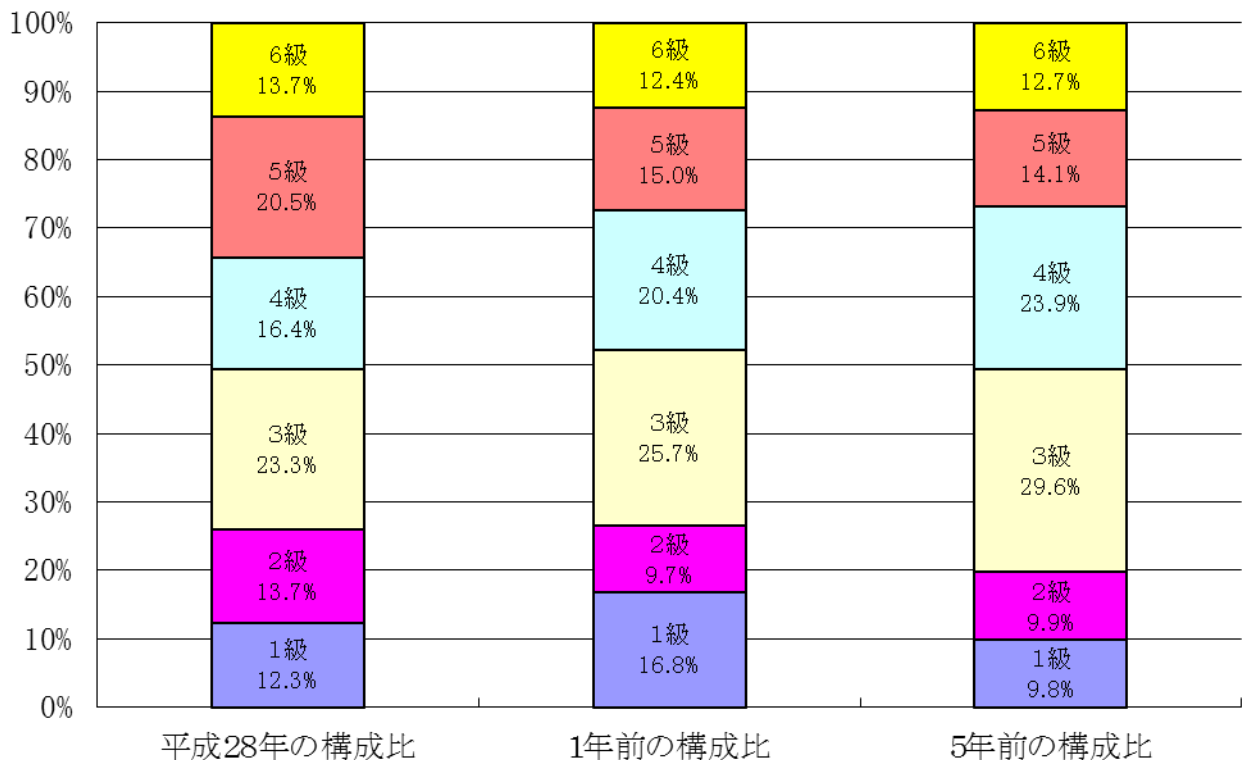
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,600円	346,600円	378,100円	401,800円
	高校卒	208,600円	312,600円	342,400円	369,100円
技能労務職	高校卒	— 円	304,200円	345,400円	365,500円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	365,100円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	参事、教育次長、課長の職務	10人	13.7%	317,000円	409,000円
5級	主幹、課長補佐、教頭、主幹教諭の職務	15人	20.5%	286,200円	391,800円
4級	主査、主任の職務	12人	16.4%	259,900円	379,800円
3級	係長、副主任の職務	17人	23.3%	226,400円	348,800円
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	10人	13.7%	190,200円	303,000円
1級	定型的な業務を行う職務	9人	12.3%	140,100円	246,100円

- (注) 1 北島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	北島町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北 島 町	徳 島 県	国
1 人当たり平均支給額(27年度) 1,306 千円	1 人当たり平均支給額(27年度) 1,690 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成 28 年度中における運用	北島町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

北 島 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置2～45%加算 (退職時特別昇給 なし)			定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額4,893千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			—

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)		1,090千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		108,980円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		7.5%		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
税務手当	税務職	町税等の附課徴 収	円 65,000	月額5,000円
衛生業務手当	清掃・クリーンセ ンター職員	塵芥収集、土木施 設清掃、し尿処理 作業	円 0	月額14,000円
戸籍事務待機 手当	住民課職員	休日の戸籍事務 待機及び処理	円 508,200	日額4,200円
し尿処理業務 待機手当	クリーンセンター 職員	休日のし尿処理 事務待機及び処 理	円 516,600	日額4,200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	28,349千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	292千円
支給実績(26年度決算)	35,972千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	371千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円 ・特定扶養親族1人につき5,000円加算	同		千円 9,806	円 245,150
住居手当	借家27,000円を限度に支給	同		千円 5,698	円 316,556
通勤手当	通勤距離が2km以上 ・自家用車等利用2,000～24,400円 ・交通機関等利用45,000円以下は運賃相当額	異	国は交通機関等利用55,000円以下は運賃相当額	千円 2,459	円 53,457
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に定額支給	異	職務及び金額	千円 8,321	円 462,278

5 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	770,000円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 920,000円 / 585,600円
	副市町村長	616,000円 (円)	760,000円 / 536,000円

報酬	議長	330,900円 ()円	499,000円 / 227,000円
	副議長	275,800円 ()円	430,000円 / 182,000円
	議員	220,600円 ()円	400,000円 / 157,000円
期末手当	市区町村長 副市長	(28年度支給割合) 2.95 月分	
	議長 副議長	(28年度支給割合) 2.95 月分	
退職手当	市区町村長 副市長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 770,000円×在職月数×0.435 1,608万円 任期毎 616,000円×在職月数×0.2575 761万円 任期毎	
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

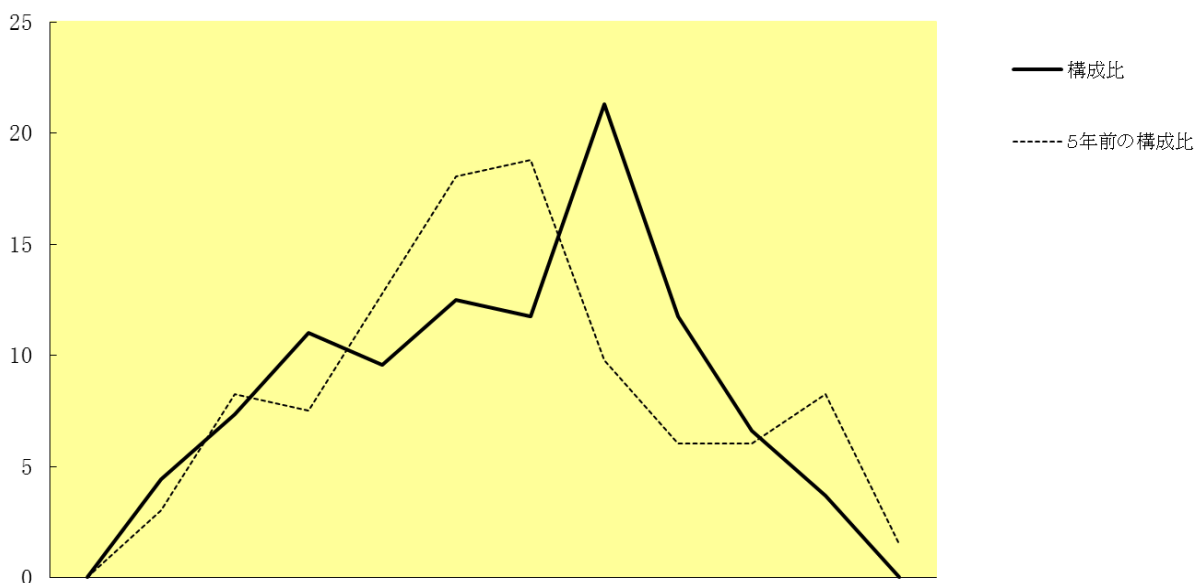
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成27年	平成28年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	1	体制再編
		総務	19	20		
		税務	10	10		
		農林水産	3	3	2	"
土木		6	6			
民生	24	26				
衛生	23	23				
	計	87	90	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 39.14 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 50.00 人)	
	教育部門	28	28			
	小計	115	118	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.31 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 64.41 人)	
公営企業計等部門	水道事業	7	7			
	下水道	4	4			
	その他	7	7			
	小計	18	18			
合計		133	136	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.14 人	
		[148]	[148]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	6	10	15	13	17	16	29	16	9	5	0	136

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	89	86	87	89	87	90	1 (1.1%)
教育	28	29	29	27	28	28	0 (0%)
普通会計計	117	115	116	116	115	118	1 (0.9%)
公営企業等会計計	16	16	16	15	18	18	2 (12.5%)
総合計	133	131	132	131	133	136	3 (2.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 341,596	千円 82,414	千円 39,139	% 11.5	% 9.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)公営企業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 7	千円 26,060	千円 3,499	千円 9,580	千円 39,139	千円 5,591	千円 7,007

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
北 島 町	45.9 歳	308,585 円	451,023 円
団 体 平 均	44.5 歳	371,053 円	582,955 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

北 島 町	北島町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（27年度） 1,369 千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,306 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6 月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成28年4月1日現在）

北 島 町			北島町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置2～45%加算			定年前早期退職特例措置2～45%加算		
（退職時特別昇給 なし）			（退職時特別昇給 なし）		

ウ 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）			— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）			— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
—	— %	— 人	— %	
	%	人	% %	
	%	人	% %	
	%	人	% %	
	%	人	% %	

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）			512千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）			128,100円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）			3%	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （27年度決算）	左記職員に対する支給 単価
水道業務待機 手当	現場従事職員	水道業務待機及 び処理	512千円	日額4,200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	1,837	千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	262	千円
支給実績（26年度決算）	1,639	千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	234	千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円 ・特定扶養親族1人につき5,000円加算	同		千円 312	円 156,000
住居手当	借家27,000円を限度に支給	同		千円 393	円 196,500
通勤手当	通勤距離が2km以上 ・自家用車等利用2,000～24,400円 ・交通機関等利用45,000円以下は運賃相当額	同		千円 253	円 63,300
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に定額支給	同		千円 504	円 504,000

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	17	12.5	主事	9	32	23.5	主事級
				保育士	2			
				教諭	4			
				保健師	2			
				社会福祉士	0			
計	17							
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	15	11.0	主事	12	32	23.5	主事級
				保育士	1			
				教諭	1			
				保健師	1			
				計	15			
3級	係長の職務 副主任の職務	32	23.5	係長	27	32	23.5	係長級
				副主任(教諭)	3			
				書記	1			
				調理員	1			
				計	32			
4級	主査の職務 主任の職務	40	29.4	主査	22	40	29.4	主査級
				主任(教諭)	1			
				主任(技能職)	17			
				計	40			
5級	主幹の職務 室長の職務 課長補佐の職務 室長補佐の職務 所長補佐の職務 局長補佐の職務 館長補佐の職務 出先機関の長の職務 委員会等の事務局の長の職務 教頭の職務 主幹教諭の職務	20	14.7	課長補佐	9	20	14.7	課長補佐級
				室長	1			
				所長	4			
				所長補佐	1			
				館長	1			
				館長補佐	1			
				局長	1			
				局長補佐	1			
				主幹教諭	1			
				計	20			
				6級	参事の職務 教育次長の職務 課長の職務 出納室長の職務 困難な業務を行う出先機関の長の職務 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 課長の職務			
会計管理者	1							
兼室長								
所長	1							
局長	1							
計	12							
合計		136	100.0					